

この問い合わせでは、土地や地域に対する差別観がうかがえます。

最初に、「答えにくいかもしれませんが」と断りを入れています。これは同和地区の地名を聞くことは間違いであり、差別につながることを知っているからこそその発言です。

差別するつもりはないと言いながら、指摘を受けると一方的に電話を切ることからも、同和地区に対する偏見や避けようとする意識があると言えます。

残念なことに、住宅購入や結婚、就職の際、同和地区であるかどうかを市役所に確認する問い合わせは未だ後を絶ちません。

市役所では、同和地区問い合わせに対して、まず差別であることを伝え、直接話す機会を設けるなど啓発につながる取組を行っています。また、差別事象について情報共有し、研修を行うなどして差別解消に向けて取り組んでいます。

部落差別は今もある

2016（平成28）年、国において「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、2020（令和2）年には

筑紫野市役所への問い合わせ

市役所に次のような電話がかかってきました。

☎「そちらへ引っ越そうと考えている者です。」

答えにくいかもしれませんが、同和地区がどこにあるか教えてくれませんか。」

市「なぜ所在地を知りたいのですか。お聞きになってどうするのですか。」

☎「実はマンション購入を考えているのですが、知り合いから調べた方がいんじゃないかって言われたので。同和地区だったら考え直そうかと思って。教えてもらえないんですか。」

市「そういった質問にはお答えできません。同和地区を調べるということには、同和地区に対する偏見や、避けたいといったマイナスの意識が含まれていませんか。それはそこに住んでいる人たちを差別することにつながるんですよ。」

☎「そうなんですか。差別するつもりはないんですけど……。教えてくれないならもう引っ越す。」
そう言われて電話は切れました。

「筑紫野市部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

市の条例がつけられたのは、次のような理由があります。

○2018（平成30）年に発覚した公共施設への差別落書きや先に述べた同和地区問い合わせなど、身近で現実的な問題として差別が今もあるということ。

○筑紫野市として、部落問題解決への強い決意を示すということ。

誤った知識や思い込みをなくす

私たちには、誤った知識や思い込みがないでしょうか。特に、今、インターネットの普及により、部落差別を助長する情報や誤った情報にふれる機会も増えています。このような部落差別を助長する書き込みについて、2018（平成30）年に法務省は、

人為的に作られた部落差別は現在も残っており、このような現実を前提とした場合、特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する行為は人権侵害のおそれが高く、違法性がある。

（法務省通知要旨）

と示しました。「部落差別が現在も残っている」と改めて認識し「違法性がある」と明示し、差別を助長する書き込みだけでなく、同和地区を特定する書き込みも削除対象としました。

このように、人としての権利を奪い、おびやかす差別を「許さない」という動きが起っています。

私たちも、自分が誤った知識や思い込みをしていないか考え、部落差別をなくす一歩を踏み出しましょう。

部落差別は人が作り出したもの

私たちの手でなくすことができる

疑問に思ったことには学びを重ね

間違っていると思ったことには

知らないふりをせず

学んだことをチカラにかえて

ココロに刻んでチカラにかえて

自分が自分らしく

あなたがあなたらしく生きていく

そんな街をいっしょにつくりましょう

